

社会保障に係る資格におけるマイナンバー制度
利活用に関する意向調査
主なご意見・ご要望と現時点における対応の考え方

厚生労働省政策統括官（総合政策担当）付
政策統括室

対象団体

- ・ 本検討会の対象資格である31職種に関する職能団体や登録機関等

調査期間

- ・ 令和2年10月21日～11月4日

調査内容

- ・ 社会保障に係る資格におけるマイナンバー制度利活用案の論点に対するご意見
- ・ 更なる利活用策等についてのご意見

調査形式

- ・ 各質問について、自由記載で回答

主なご意見・ご要望と現時点における対応の考え方

1. 添付書類の簡素化について

No.	ご意見・ご要望	現時点における対応の考え方
1-1	<ul style="list-style-type: none">「マイナンバーを提供した者」とは、マイナンバーカードの所有の有無にかかわらず、マイナンバーカードを所有しない者の登録方法を検討すべき。マイナンバーカードを所有しない者でも、マイナンバーを提示することで戸籍抄本等を省略できる場合、本人確認書類が必要であれば、申請者本人の利便性の観点では、メリットが少なくなるので、運用について検討すべき。マイナンバーカードの取得は任意とされていることから、現在の申請方法も確実に残す必要がある。	<ul style="list-style-type: none">マイナンバーカードの所有の有無にかかわらず、マイナンバーを提供することで戸籍抄本等を省略することができる。ただし、マイナンバーカードを保有しない者については、従来どおり、紙ベースの登録・変更申請となる。なお、マイナンバーの提供を受ける際には、正しい番号であることの確認（番号確認）と現に手続を行っている者が番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）が必要であり、<ol style="list-style-type: none">①通知カード（※）（番号確認）とパスポートや運転免許証など（身元確認）②マイナンバーの記載された住民票の写しなど（番号確認）とパスポートや運転免許証など（身元確認）の措置をとる必要がある。※ 「通知カード」は令和2年5月25日に廃止されたが、通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限り、引き続き通知カードを番号確認書類として使用可能。
1-2	<ul style="list-style-type: none">登録申請書は、登録事務規程により「永年保存」として外部委託倉庫に保管しているため、マイナンバーを登録申請書に記載した場合、「特定個人情報」としてより厳重な保管が求められる。登録事務規程・登録手数料の見直しについて検討を行う必要があると考える。	<ul style="list-style-type: none">登録されたマイナンバーの管理等に関して、登録手数料の改定が必要であれば、根拠を示した上で、手数料を定める法令（通常は政令）の改正で対応することとなる。
1-3	<ul style="list-style-type: none">マイナンバーカードを持ってない申請者に関しては、一部書類が省略できるだけで申請書類を厚労省等に持参する必要がある旨、明確にしておくべきではないか。	<ul style="list-style-type: none">ご指摘を踏まえ、第2回検討会資料1のとおり修正した。

主なご意見・ご要望と現時点における対応の考え方

1. 添付書類の簡素化について

No.	ご意見・ご要望	現時点における対応の考え方
1-4	<ul style="list-style-type: none">マイナンバーが手書きでは、入力ミス等が否定できないため、申請手続にマイナンバーカードを使うオンライン化の導入を検討すべき。	<ul style="list-style-type: none">マイナンバー及び基本4情報をマイナンバーカードの券面入力補助アプリケーションを用いて自動入力することが可能。なお、マイナンバーが付された申請をオンラインで送付する場合には、マイナンバーカードによる電子署名を用いた方法を想定している。
1-5	<ul style="list-style-type: none">市役所等からJ-LISへの変更内容の反映日数について速やかに反映していただく必要がある。（市役所等での受付とほぼ同時に反映されれば問題ないが、数日かかるということであれば、登録手続に影響がある。）	<ul style="list-style-type: none">市区町村において住所や氏名の変更が行われた場合、各市区町村の事務フローや手続の繁忙にもよるが、当日中には住民基本台帳ネットワークシステムの全国サーバーに反映されているもの。

主なご意見・ご要望と現時点における対応の考え方

2. 手続きのオンライン化について

No.	ご意見・ご要望	現時点における対応の考え方
2-1	<ul style="list-style-type: none">オンライン申請については、ICT対応を不得意とする世代の方が円滑に手続きを行うことができるか危惧される。	<ul style="list-style-type: none">行政のデジタル化が課題となっている今日、各種の手続きがオンラインで完結するように整備するのは時代の要請と考えるが、オンラインによる手続きが困難な者の存在も考慮して従来通りの手続きも利用できるよう残すこととしている。
2-2	<ul style="list-style-type: none">更新制の資格については、更新する都度の手数料等の負担は大きいため、オンライン化による費用負担の軽減が導入促進のポイントになるのでは。	<ul style="list-style-type: none">手数料については、登録等の事務に要する費用が賄えるよう設定されているものであり、オンライン化によって事務負担が軽減するようであれば、それに対応した手数料の額というよりは、窓口に出向いたり書類を紙で準備したりすることなく、自宅等からいつでも手続きが行える利便の向上にある点に考慮して検討を進めてまいりたい。
2-3	<ul style="list-style-type: none">公金決済の機能は（登録免許税や登録関連手数料を振り分ける）民間団体である当センターの免許登録業務においても利用可能になると理解しているが、この機能を利用するに当たって、保有している個人情報を保護するためのシステム設計が一民間団体の責任に委ねられることには大きな不安を感じる。決済方法においてもいくつかのパターンとなるため、免許登録実施機関における手数料の事務取扱方法が煩雑になるのではないかと懸念している。	<ul style="list-style-type: none">現在でも登録事務に伴う手数料を徴収しているのであれば、それ以上の特別な措置が必要となるものではないと考える。また、個人情報を保護するためのシステム設計については、登録を実施する団体がマイナンバーを収集し管理することになり、公金決済サービスの問題ではないと考える。

主なご意見・ご要望と現時点における対応の考え方

2. 手続きのオンライン化について

No.	ご意見・ご要望	現時点における対応の考え方
2-4	<ul style="list-style-type: none">登録免許税と登録手数料の区分決済機能の付与及び金額相違等誤入金時の対応（過剰入金時の返金方法、過少入金時の決済防止）等について必要となると考える。	<ul style="list-style-type: none">ご指摘の点については、どのような方法が安全で効率的か、今後、検討してまいりたい。
2-5	<ul style="list-style-type: none">新規申請・登録事項変更時の登録済証明書の交付のオンライン化。	<ul style="list-style-type: none">マイナポータルを活用した資格所持の証明、提示が可能となれば紙媒体の免許証や登録済証明書を用いる場面は減少すると考えられるが、免許証、登録済証明書とも紙媒体での交付を残すこととしており、交付は基本的には郵送等によることとなる。
2-6	<ul style="list-style-type: none">診断書について、HPKI電子署名された診断書を貼付すればよいと考える。養成施設の卒業証明書（主に専門学校）のほかに、喀痰吸引等に関する証明書（都道府県、民間事業所）等の添付書類でオンライン化が必要。資格取得先（養成校、都道府県又は保養協）が資格証明書類を電子情報により発行できれば、電子情報による当該証明書類を申請の際に添付することにより、申請者からセンターへの手続はオンラインで完結（ただし、センター⇄登録先間のやり取りについては、登録先とオンライン化されない限り紙の申請書類のやりとりが残る）。社会保険労務士の登録には実務経験を証する書面の提出を求めており、申請者が作成の上、実務経験を得た事業所の事業主に押印をしてもらうことで信憑性を担保しており、内容を担保する代替措置の検討が必要。	<ul style="list-style-type: none">診断書についてはHPKI電子証明書が普及し、電子的な証明書の発行が一般化すれば申請全体をオンラインで完結させることが可能となる。また養成施設の卒業証明書等についても、法人の電子署名によるオンラインでの対応が可能となると考えている。なお、事務処理が煩雑になることを防ぐため、一つの申請の中に郵送等とオンラインが混在することを避ける必要がある。

主なご意見・ご要望と現時点における対応の考え方

2. 手続きのオンライン化について

No.	ご意見・ご要望	現時点における対応の考え方
2-7	<ul style="list-style-type: none">・ 社会保険労務士証票を発行するための証明写真のオンライン化。・ 氏名変更の場合は、社会保険労務士登録証票も再発行（書換え）となるので、証明写真のオンライン化も必要。	<ul style="list-style-type: none">・ 証明写真のオンライン化は、マイナンバーカードの申請でも可能となっていることから、技術的に対応できると考える。
2-8	<ul style="list-style-type: none">・ 離職者の確認が年1回の頻度で届出勧奨のみでどこまでできるか不明瞭。・ 法令上、名簿の登録事項に変更は、30日以内に訂正を申請しなければならないとされているため、「勧奨」ではなく「勧告」が良いと考える。	<ul style="list-style-type: none">・ 住基システムでは4情報を、情報連携では戸籍情報を確認するものであり、離職者の確認は対象ではない。・ また、届出の勧奨は、マイナンバー連携で変更があったと考えられる者に対して事実行為として行うものであり、法律上の勧告とはならない。
2-9	<ul style="list-style-type: none">・ 届出勧奨は、マイナンバーを提出した者に限らず、有資格者全員への義務としていただきたい。	<ul style="list-style-type: none">・ マイナンバーの提出がなければ登録事項の変更を確認できないため、マイナンバーの提出がない者について届出勧奨を行うことは不可能である。また、マイナンバーの提出の有無に拘わらず、登録事項に変更があった場合の届出は現在でも義務づけられている。
2-10	<ul style="list-style-type: none">・ 資格者を1件ごとに照会するというのは、効率的ではないため、登録事項の変更の有無について資格者全員を一括検索できるシステムが必要と考える。	<ul style="list-style-type: none">・ 届出がない者については登録変更がないかどうかの確認は登録者全件について行うこととなるので、その照会が過度な事務負担とならないよう対応したい。
2-11	<ul style="list-style-type: none">・ 強制力を持たない勧告を行っても変更手続を行わない者がいることは十分に想定されるため、こうした場合の対応についてはどのように考えたら良いのか。	<ul style="list-style-type: none">・ 変更手続を行わない場合は、登録事項が古いため、例えばマイナポータルを活用した資格情報の証明・提示の局面では、変更前の古い情報が表示されるというデメリットを被ることになると考える。
2-12	<ul style="list-style-type: none">・ 郵送での実施が想定されるが、資格保有や旧住所を他者に知られたくない場合もあり得ると思われるので、個人情報の漏洩がないよう配慮をお願いしたい。	<ul style="list-style-type: none">・ 届出勧奨の方法については、今後検討してまいりたい。届出勧奨については、資格管理者が保有している有資格者の情報に基づき、資格保有者個人に対して行うこととなる。

主なご意見・ご要望と現時点における対応の考え方

2. 手順のオンライン化について

No.	ご意見・ご要望	現時点における対応の考え方
2-13	<ul style="list-style-type: none">希望者のみ免許証等の書換えを行うことで、混乱を生じないか。以前の免許登録情報が記載された免許証の写し等を用いて、事業所に虚偽の申告をするような場合もあり得るのでは。現在は免許登録変更後には以前の免許証を回収した上で2重発行がないように厳密に管理。免許証の記載事項に変更がある場合、免許証の書換えを引き続き全員行うほうが、間違いやトラブルが未然に防げるのではないか。	<ul style="list-style-type: none">現在でも、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、社会保険労務士以外については、免許証等の書換えは法令上は「申請できる」となっており、書換えは必須とされていない。なお、免許証等の書換えを希望する者については、対応することとしており、免許証等の書換えを希望する場合には、旧免許証等の破棄が確実に実施されるよう必要な措置を講じる。一部の資格では、勤務先だけでなく、クライアントに直接見せることを想定したもの（例：社会保険労務士の証票）があり、そのようなものについては、現在の取り扱いのままとする予定。
2-14	<ul style="list-style-type: none">登録済証明書については、免許証等と同様に施設・事業所における資格手当の申請、就労ビザの変更申請書類として有効なものである必要がある。	<ul style="list-style-type: none">登録済証明書は、変更のあった事項について登録済みであることを証明するものであるため、書面で有資格であることを提示する場面には、免許証と登録済証明書の双方を提示することとなる。なお、マイナンバーカードを保有している場合には、電子的に変更後の資格情報を提供することが可能でありその利用を推奨したい。

主なご意見・ご要望と現時点における対応の考え方

2. 手続きのオンライン化について

No.	ご意見・ご要望	現時点における対応の考え方
2-15	<ul style="list-style-type: none">精神保健福祉士登録証では、希望すれば旧姓併記できるが、職場での旧姓使用ニーズに対応、姓が変わった場合の同一性の証明に役立っている。登録済証明書も、変更前の情報（例えば旧姓や本籍地）を履歴として併記する形の表示も選択できると、過去の情報との同一性の証明が容易になり、本人提示時に役立つのではないか。	<ul style="list-style-type: none">登録済証明書は、申請のあった変更事項についての登録が完了したことを証明するものであるため、提示の必要がある場合には、免許証と合わせて用いることを想定している。このため、登録済証明書に変更事項の情報を併記することは考えていないが、旧姓等の併記を希望する場合には、旧姓等も登録事項に加えることで、免許証等の記載だけでなく、マイナポータルを活用した資格情報の証明・提示の際にも表示できるようになる。
2-16	<ul style="list-style-type: none">海外渡航や病気等で代理者が登録する場合の条件設定も必要。	<ul style="list-style-type: none">基本的にオンライン申請については、本人が対応することを想定。マイナンバーカードの海外利用については、関係省庁において関係法令の施行に向けて、現在システムの整備を行っているとの理解であり、その対応を踏まえて本システムにおける対応を検討して参りたい。
2-17	<ul style="list-style-type: none">申請時にマイナンバーを登録し、かつマイナンバーカードを所有している者について、免許取得時に係る手続きをオンラインで完結させた場合、免許登録済証の発行を待たずにオンラインでの証明を受けて診療報酬算定を開始できるようにすることは可能か。	<ul style="list-style-type: none">診療報酬算定等における施設基準の届出に関連して、有資格者が従事している証明として、病院等が免許証等の写しの提出を求めている場合がありうるが、この証明については、資格情報の電子的な提供による対応が可能となる予定。
2-18	<ul style="list-style-type: none">社会福祉士及び精神保健福祉士の場合、合格発表時点では卒業していないこと、また介護福祉士は実務経験や実務者研修を「見込み」で受験している者が多いことから、合格発表後、受験資格の事後確認を行ってから、合格通知を発送する。（受験資格が認められなかった場合は合格の取消となる。）従って、マイナポータルによる登録申請開始が可能となる時点は、合格通知到着後とすることが必要となると考える。（例えば登録申請画面に入るためのパスワードを合格通知に記載する等。）	<ul style="list-style-type: none">卒業見込みで受験し卒業ができなかった場合に合格が取り消される問題については、合格したかどうかを確認して資格登録を行うので、合格が取り消された場合に間違えて登録されることは起こりえないと考えているが、例えば登録の際に合格通知書に記載された合格証明書番号を記入させる等の対応によっても、誤登録は防止できると考える。

主なご意見・ご要望と現時点における対応の考え方

3. 添付書類の簡素化及び手続のオンライン化導入のメリットについて

No.	ご意見・ご要望	現時点における対応の考え方
3-1	<ul style="list-style-type: none">・ 免許の書き換えの頻度は少なく、メリットが少ない。・ 義肢装具士資格に関しては、年1回の報告義務や免許書き換え等、資格取得後の頻回な申請がない。また、養成校の学生数も少ないため。学校単位で国家試験受験申請及び、免許取得時の申請を行っており、本制度導入の利便性は感じられない。・ マイナンバーを登録しマイナンバーカードを所有する者についての事務手続と、マイナンバーを登録していない者の事務手続が異なり、同様の免許登録手続に関して3つの流れができることに伴う、煩雑さへの懸念は否めない。・ 介護支援専門員が免許取得時に係る手続をオンラインで行う点についてメリットとデメリットを明確にうちだしてもらいたい。介護支援専門員を対象とした意向調査が行われていないため個人が選択できる方法が望ましい。・ マイナンバーカードを所有している介護支援専門員が登録免許税等の支払いについて、公金決済機能を活用できるか不明。	<ul style="list-style-type: none">・ マイナポータルを活用した資格所持の証明・提示は、利用者の利便性の向上につながるものと考えている。

主なご意見・ご要望と現時点における対応の考え方

4. 死亡時の職権での登録抹消について

No.	ご意見・ご要望	現時点における対応の考え方
4-1	<ul style="list-style-type: none">既に、死亡している免許取得者についても職権抹消は出来ないか。死亡の情報を収集する方法を検討する必要がある。登録者に変更があった場合、全ての登録者のデータが反映されないようなので、死亡の情報の収集が困難になると考える。マイナンバー登録者であれば、登録抹消申請が免除できる等、免許所有者に対するメリットも設ける必要があるのではないか。把握することは重要だが、マイナンバーカード取得の義務化が必要。社会の理解が進んだ段階で、死亡時の抹消の完全自動化が図られるとよい。全ての人がマイナンバーを提供した上で免許登録する仕組みとはならないため、登録者数は現状を十分に反映できないという課題がある。死亡した際の登録簿抹消手続を国において、広く普及する必要がある。（一人暮らしの対応）	<ul style="list-style-type: none">死亡による職権抹消は、マイナンバーによる情報連携によって可能となるため、それ以外の方法で死亡が確認された場合を除き、マイナンバーの登録者のみ可能となる。このため、死亡した場合に遺族等の届出義務が解除されるのはマイナンバーの登録者に限定することとし、マイナンバーの登録のない者については、引き続き届出義務を残す。
4-2	<ul style="list-style-type: none">死亡届提出者を一括検索できるシステムが必要と考える。	<ul style="list-style-type: none">登録事項変更と同様に全件について確認を行うこととなるので、システム対応できるよう準備する予定。
4-3	<ul style="list-style-type: none">マイナンバー上は死亡届により自動的に抹消されたことになるが、その情報は免許登録指定団体にはどのように連携されるのか。ヒューマンエラー等により、間違っって登録原簿を抹消しないよう留意する必要がある。間違っって消去された場合、長期間に渡り本人が気付かない事態が生じない対策が必要。	<ul style="list-style-type: none">登録の抹消は、登録事務を行っている主体が情報連携により確認し、自ら抹消の処理を行うこととなる。死亡届によって自動抹消となるわけではない。
4-4	<ul style="list-style-type: none">証の返納を求めないので、悪用を防ぐ手立てが必要。登録番号の入力により登録簿での存否、取消しや資格喪失により消除されているか確認可能なシステムの構築が考えられる。保育士の就業施設に制限を掛けた上で利用できれば、保育士を採用時、応募者の保育士証に記載されている登録番号が有効か確認することが可能。	<ul style="list-style-type: none">免許証等の返納を求めないことによる悪用の防止については、現在、医師や歯科医師で行われている登録確認検索サイトを整備することも一方策であるが、マイナポータルを活用した資格所持の証明・提示による確認の活用を主としていくことでも悪用の防止につながると考える。

主なご意見・ご要望と現時点における対応の考え方

4. 死亡時の職権での登録抹消について

No.	ご意見・ご要望	現時点における対応の考え方
4-5	<ul style="list-style-type: none"> 死亡を理由とする職権での登録原簿が抹消された後も、関係する職能団体からの問い合わせに対し、どの範囲まで情報開示が可能か。資格保有者数の把握はできても、情報開示がされない場合職能全体のメリットはない。 	<ul style="list-style-type: none"> 個々の資格管理簿の情報開示については、今回のシステム導入によって変更されるものではないと認識している。

5. 資格の証明・提示について

No.	ご意見・ご要望	現時点における対応の考え方
5-1	<ul style="list-style-type: none"> マイナンバーカードは定期的な更新が必要であることから、有資格者がこの手続きを遅滞した際に資格を活用する現場に支障をきたさない、対策を検討しておくべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> マイナンバーカードの電子証明書は3ヶ月前から更新の申請が可能であり、空白の期間が生じないように、更新申請が可能な旨、J-LISから住民に対して通知を郵送している。
5-2	<ul style="list-style-type: none"> 社会保険労務士の場合、資格所持の明示が必要な場面は、行政への電子申請を行うとき。電子申請を行う際には、マイナンバーカードの電子証明書を使用し、社会保険労務士の属性も併せて証明できる環境の整備が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> マイナンバーカードの署名用電子証明書は個人（4情報）を証明するものであり、有資格者の証明機能はないので、有資格者照明の入った電子署名が必要なものについてマイナンバーカードだけでは代替できない。
5-3	<ul style="list-style-type: none"> 年金事務所窓口等で社会保険労務士証票の提示が求められることがあるので、スマートフォンの画面で写真を含めた社会保険労務士証票の券面表示ができると利便性が向上する。 スマートフォンのデジタル証明書のような表示の方策を考えないと、わざわざ医療機関の採用窓口（事務局）で、マイナンバーカードをかざしてPINを入力して画面を見せるというのが現実的な運用とは考えにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> スマートフォン画面への資格情報の提示については、利用者利便の観点から第2回検討会資料の論点2：マイナポータルを活用した資格所持の証明、提示で示したような形で実現することを考えているが、どのような情報まで表示するかについては、それぞれの資格ニーズも含めて今後検討してまいりたい。
5-4	<ul style="list-style-type: none"> 通常の診察時や緊急救護のような時に、わざわざマイナポータルにログインしてまで、資格を提示するという手間をかけさせるのも疑問が残る。 介護支援専門員が必要を感じるか不明。介護支援専門員にとってどのような点が有効か示してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 勤務先への提示は就職時に行えばよいが、それ以外に頻繁に提示する必要があったり、災害時や緊急時に提示することが想定されるような場合には、券面表示する別の手段の検討が必要と考える。（例えば、医師に発効されるHPKIカードは医師資格証が券面表示されており、このようなニーズに対応できるものとする。）

主なご意見・ご要望と現時点における対応の考え方

5. 資格の証明・提示について

No.	ご意見・ご要望	現時点における対応の考え方
5-5	<ul style="list-style-type: none"> 複数の資格保有者は、その場には関係ない資格を見せるのか等、資格者向けにマイナポータルインターフェイスを改良する必要もあるのではないか。 提示される資格情報の範囲はどこまでを想定しているか。本人の希望により、追加情報を登録・提示できるか。歯科衛生士の場合、例えば在宅訪問時に本人の併せ持つ資格を提示することで利活用の幅が広がる。 ダブル、トリプルライセンスを有する者の資格情報は、別々に管理され、提示するときも別々に照会することになるのか、或いは全ての資格情報が一度に確認できるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> マイナポータルを活用した資格情報の提示は自己情報取得APIを活用したものだが、どの情報を表示させるかをソフト上選択して表示させることができるような複数資格保有者のための機能等を検討してまいりたい。
5-6	<ul style="list-style-type: none"> ICTへの対応を不得意とする世代の方が含まれるため円滑に手続を行うことができるか危惧される。 	<ul style="list-style-type: none"> 免許証を携帯して頻繁に提示している資格、ケースはそれほど多くなく、就職時の提示であれば、職場の詳しい人のサポートも受けられるのではないかと考える。
5-7	<ul style="list-style-type: none"> 安全性の確保と分かりやすい説明が必要。 資格情報の照会・取得の具体的方法を知りたい。本人が情報をマイナポータルからダウンロードした上で、添付ファイルとしてメール等マイナポータル外で第三者に証明・提示をする場合は問題ないが、本人と第三者がマイナポータル上でやりとりをする場合は、互いのセキュリティの強化が求められる。 マイナンバーの個人情報了他が取得する機会が増えるため、情報拡散を懸念。 定期的に管轄の保健所に免許書の提出が必要であるがマイナンバーカードによって厚生労働省で管理され提出の必要がないのであれば便利だが、免許証ではなくマイナンバーカードの提出となるのであれば個人情報の保護について心配。 	<ul style="list-style-type: none"> マイナンバー・マイナンバーカードの安全性については、第2回検討会資料2の説明をご覧ください。 免許証等の提出が必要なケースについては、マイナンバーカードそのものを提出するわけではない。また、資格情報の電子的な情報を提供する場合も、マイナポータルシステムを活用して自己情報を勤務先のシステムに提供する仕組みであり、本人と第三者がマイナポータル上でやりとりしているわけではない。
5-8	<ul style="list-style-type: none"> 悪用された場合に起こりうる事態への検討が必要。現在マイナポータル運用中に起こった事例を医療資格に当てはめた、想定されるより具体的な悪用例を示してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 現時点までに、ご指摘の点を想定した、マイナポータル運用における悪用事例として把握されたものはない。

主なご意見・ご要望と現時点における対応の考え方

5. 資格の証明・提示について

No.	ご意見・ご要望	現時点における対応の考え方
5-9	<ul style="list-style-type: none"> マイナンバーの個人情報を他が取得する機会が増えるため、情報拡散を懸念。 	<ul style="list-style-type: none"> マイナンバーを取得するのは登録機関だけであり、他の主体が取得しているわけではない。また、個人の有資格情報については、現在でも勤務先等に提供しているわけであり、他が取得する機会が増えるというわけではない。
5-10	<ul style="list-style-type: none"> マイナポータル上に表示された資格情報に証明効力がある旨の周知。 具体的な利用・システムイメージが浮かばず、画面を表示、印刷しても、真正性がどのように担保されるかが不明。 電子的な情報は偽装・複製・加工が容易であり、悪用されるような仕組みであれば、賛成は出来ない。マイナポータルにそっくりなホームページを作成し、ニセの情報を表示させることも、特段困難は思えない。 	<ul style="list-style-type: none"> 資格情報の画面表示に際して、真正の可否について見分けられるよう表示上の手当について検討する予定である。
5-11	<ul style="list-style-type: none"> マイナンバーカードは、国民側の証明・認証として活用し、資格者は資格者の証明をリアル世界でも電子世界でもできるものとして、紙の免許証やHPKIカード等が別途あるのがよい。 電子署名の技術を導入するのであれば、HPKIとの関係を整理すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> マイナンバーの登録、マイナンバーカードとマイナポータルの活用による申請のオンライン化など、今回の検討は個人と行政との関係が基本であり、加えて利用者への利便性の向上からこの仕組みを活用した資格情報の電子的な提示を組み合わせる提案しているものである。 有資格者の業務としての資格の券面表示や資格情報入りの電子署名が業務上必要であれば、それは、今回の検討とは切り離して対応すべきものと考えている。HPKIカードとの関係については、HPKIカードが持つこれらの二つの機能を今回の提案が代替するものではないと整理している。 なお、現在発行している紙の免許証等については、引き続き発行することとしている。
5-12	<ul style="list-style-type: none"> 鍼灸マッサージ師には、視覚障害者が多く、PC又はカード読み取り機能に配慮願いたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 視覚障害をお持ちの方もご利用いただけるような手法等について、今後検討して参りたい。
5-13	<ul style="list-style-type: none"> 災害派遣時等には資格情報を第三者に証明、提示できるとよいが、現況だと視能訓練士は資格情報を第三者に証明する機会は少ないが、将来的に地域包括システム等に参画する機会があれば必要になると思われる。 	<ul style="list-style-type: none"> ご指摘のように、各資格での利活用方法についてご検討いただければ幸いです。

主なご意見・ご要望と現時点における対応の考え方

6. 就業支援等の人材活用について

No.	ご意見・ご要望	現時点における対応の考え方
6-1	<ul style="list-style-type: none">・ 現在、歯科衛生士の人材確保対策の一環として歯科衛生士バンク・就業支援センター設立の構想があり、本制度の利活用が歯科医療機関と歯科衛生士のマッチングを円滑にし、歯科衛生士の復職支援に役立つことを期待。歯科衛生士資格保有者の地域ごとの人数や就業状況等の把握が可能になることを期待。・ 対象となる者の能力に見合った支援となるためには、就業経験、特定行為研修、専門・認定看護師等の資格及び研修の履歴についての情報を踏まえることが必要。提案のフレームで、届出情報が国のデータベースに蓄積されることで、就業経験に係る情報の活用は進むと考えるが、一方で、資格や研修の履歴については、標準化されたデータベースが存在しないのが現状。仕組みの導入にあたっては、研修の標準化とデータベースの構築が、どこかで平行して進められること必要。・ データベースを活用することで、未就業者の研修履歴に合わせた情報提供・研修案内等が可能となり、自身の資格や研修履歴を随時照会・提示できることは、復職時のみならず、個々の有資格者が自身のレベルアップを図る際にも有用。・ 診療報酬の要件となっている研修の受講履歴が研修履歴に組み込まれ、手軽に参照できれば、医療機関における管理業務の負担軽減も図られる。	<ul style="list-style-type: none">・ 現在の登録データベースは、就業の有無の情報は登録されておらず、また、就業経験や研修履歴等の情報も無い。このため、これらの情報に基づく就業支援や研修受講の勧奨等を行う場合には、資格団体サイドでの情報のデータベース化、本人の同意を前提としたAPI連携による情報提供等の検討が必要となる。・ 今回の検討はそのようなことが可能となる基盤構築になるが、具体的な活用とその環境整備については、それぞれの資格や資格団体の必要に応じてご検討いただきたい。
6-2	<ul style="list-style-type: none">・ 事前に個人の承諾は必要であるが、各職種団体も一定の情報（正確な資格取得者数、年齢構成、離職情報、勤務地など）について情報共有してほしい。・ 職能団体に情報を提供する場合、各職能団体にもデータを取り扱う上で、高度なデータ管理が必要になるため、一律に情報を提供するというだけでなく、システムがセキュリティ上問題ない団体への提供とする等、検討が必要。	<ul style="list-style-type: none">・ 資格管理情報も個人情報であり、個人の同意無しに第三者に提供されることはなく、資格団体についても同様である。・ なお、第2回検討会資料2で説明したマイナポータルのAPI提供については、資格団体においても活用可能なものとする。

主なご意見・ご要望と現時点における対応の考え方

6. 就業支援等の人材活用について

No.	ご意見・ご要望	現時点における対応の考え方
6-3	<ul style="list-style-type: none">・ 看護師以外の職種についても、早期に適用拡大してほしい。・ 社会福祉法等の改正法官に対する附帯決議において、社会福祉士が活用されるよう努めることが決議された。社会福祉士の潜在資格者の的確な特定と効果的な配置に繋げることも必要。・ 精神保健福祉士についても潜在資格者が多数いる状況を鑑み、看護師等と同様に実施したい。・ 本取組の導入と同時に業務従事者届と離職届の義務の検討。・ 業務従事者届出制度の創設の検討。・ 業務従事者届及び離職の届出が努力義務化検討。・ 管理栄養士・栄養士の就業届出等ないため、必要性を含め、今後検討。・ 離職中の資格保持者の届出の検討。離職者の居住する地域が把握でき、再就業の意向確認等も届出を行うことにより、人材確保と活用がより促進される。・ 今後、保育士にも看護師免許を参考に届出違反への罰則を伴う「業務従事者届」の提出を義務付けることの検討も必要。保育士の離職届については、介護福祉士等が行っている離職時の届出制度に準じた形態が現実的。・ 事務手続が簡便になれば、毎年の届出も可能となり、より詳細な人材の把握ができるので、再就業につながる。・ マイナンバー制度を活用した者のみを対象とするのではなく、有資格者全員を対象とした義務として、マイナポータルを活用することのメリットを打ち出す方法も考えられる。・ 既存の届出制度前提ではなく、効果的、効率的な届出・調査への見直しを行っていただきたい。看護師等に関して、都道府県が実施している業務従事者届を国が行う三師調査見合いのものに変更し、未就業者の現況を把握することについて検討してほしい。・ 人材活用への意向がない者や就職斡旋情報を必要としない者への配慮が必要であるため、業務従事者届や離職届のたびに本人同意が必要となる理解でよいか。職種によっては、業界のキャパシティ以上に資格者が多くなっているものがあので、必要性の検討は重要。・ 義肢装具士は、現在の義肢装具士の勤務先、業務形態及び就職システムを勘案すると、導入せずとも特段問題はないが、本制度が民間の事業者に対する就職情報提供サイトのような役割を果たすのであれば、義肢装具士にとっても有用。・ 医師の場合も、就労支援という形での取り組みは考えられなくはないが、機械的に偏在問題を解消するというような議論にならないように、個人情報の取り扱いの観点からも、他資格者への適用は慎重な扱いを求める。・ 誰が管理をして、誰にどのように提供するのかという部分が不明。・ 受領委任制度の契約で地方厚生局に施術管理者、従事者登録が必要であり、その際に従事者及び離職届について簡素化が図れる仕組みの検討願いたい。・ 介護支援専門員へ導入するメリットが不明。	<ul style="list-style-type: none">・ 現状、看護職については、定期的な就業届と離職時の離職届の制度が整備されているが、それ以外の職種（全資格者について定期的な届出を求めている医師、歯科医師、薬剤師を除いて）については、そのような仕組みの整備はなく、看護職のようなシステム構築は直ちには難しい状況にあると考えている。・ 一方で届出制度の創設は、対象者の負担、履行の担保、届出を受理する側の事務負担やコスト、各職種の人材確保の必要性などを考慮した検討が必要であり、本検討会の検討としては、切り離して各制度において検討すべき課題と整理する。・ なお、就労支援の活用（例えば住所情報を取得して情報提供を行う等）については、当面本人同意の下で行われるべきものであり、マイナンバーの登録や各種の届出の機会に同意できる仕組みとする必要があると考える。

主なご意見・ご要望と現時点における対応の考え方

7. マイナンバーの登録について

No.	ご意見・ご要望	現時点における対応の考え方
7-1	<ul style="list-style-type: none">・ マイナンバー登録等の義務化が必要。・ マイナンバーの登録については、資格申請者の自由裁量とすべき。・ 申請時のマイナンバー登録はどのようなフローを想定しているのか。	<ul style="list-style-type: none">・ 法施行（令和6年4月を予定）以降に新たに資格を取得する者については、登録事項にマイナンバーを追加し、全員に登録いただくこととなる。・ 事務フローについては、オンライン申請の場合には、マイナンバーカードからマイナンバーを取得し登録。紙申請の場合は、申請書類とともに、マイナンバーカードの写し又は通知カード（※）とパスポートや運転免許証など又はマイナンバーの記載された住民票の写しなどとパスポートや運転免許証などを提出することとなる。なお、マイナンバーは収集する登録機関の責任において適切に管理することが求められるため、書類の提出先や経由等については検討が必要である。 <p>※ 「通知カード」は令和2年5月25日に廃止されたが、通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限り、引き続き通知カードを番号確認書類として使用可能。</p>

主なご意見・ご要望と現時点における対応の考え方

7. マイナンバーの登録について

No.	ご意見・ご要望	現時点における対応の考え方
7-2	<ul style="list-style-type: none">・ 医師に関しては、三師調査の届出が法定義務になっていることから、この届出時に登録を求めるのが現実的。勤務場所によっては、病院事務局がとりまとめて届出する場合もあるため、マイナンバーの取り扱いについて事務方の負担が増さない工夫は必要。・ 資格保持者と指定登録機関とのやり取りは、記載事項が変更した場合の手続きが少ないため、マイナンバーの登録については、メリットがないと難しいのではないかと。・ 資格保持者にとって、登録することに必要性を感じなければ、周知しても実効性は低いと思われるので、慎重に検討していく。・ 有資格者へのアプローチとしては、職能団体のほか、指定登録機関、事業者団体等との連携が考えられる。・ 社会福祉士は、定期的な届出を行う機会がないため、他の有資格者に比べて届出が遅れる可能性がある。・ マイナンバーの登録勧奨で実効性を高める方法としては、申請時に戸籍抄本の添付が省略可能という利便性を強調することが現実的。・ 就業先単位で、雇用主が勤務している保育士にマイナンバー登録を求めることにより実効性が高められる。・ 既に免許取得者については、任意の届出となっていることから、今後のマイナンバー登録推進方策が必要と考えられることから、少なくとも、資格に関連する業務に従事する者については、雇用主、職能団体等の協力のもとに登録を推進して頂きたい。・ 有資格者全員を対象とした届出の義務化を実現することが望ましい。・ マイナンバーの登録の義務化が困難であれば、資格保持者への努力義務とすべき。届出制度のない資格保持者のマイナンバー登録に数十年を要するのでは。・ 三師、業務従事者届に非該当の職種への対応の検討。今後、就業者数等の正確な把握が望まれるため、マイナンバー登録を必須化する方向で進めて頂きたい。・ 登録のメリットを広報するとともに、登録率を定期公表して登録勧奨を行ってはどうか。・ 国がマイナンバーの登録の呼びかけを行った場合、介護支援専門員の何割がマイナンバーを登録するか想像しがたい。・ マイナポイントの様なインセンティブ付与や、マイナンバーカード申請とともに受領委任払いの厚生局登録が同時完結する様にできれば登録勧奨に繋がる。・ オンラインでの届出の検討してほしい。・ 雇用者側から就職時にもマイナンバーの登録を求める。(業者等も含む)・ 分かりやすいスケジュールで進めることが大切(例えば〇年4月1日～)。・ 名簿の登録事項について、省令改正して記載事項の追加が必要。・ 利便性と一つの場所に個人情報も多く登録することに対する懸念や不安との対比において、メリットが勝る仕組みとなることが大切。・ 民間機関がマイナンバーで扱う個人情報は限定的だという周知が必要。・ 社会保険労務士会は、47の都道府県社会保険労務士会と全国社会保険労務士会連合会で構成されているので、マイナンバーの確認は都道府県社会保険労務士会で行い、全国社会保険労務士会連合会は、都道府県社会保険労務士会で本人確認の完了したマイナンバーを受領し、当該マイナンバーを登録する仕組みとしたい。・ マイナンバーカードを所有している者のオンラインでの申請・変更については、従来の方法よりも登録等手数料が減額される等があれば、登録意欲が喚起される。	<ul style="list-style-type: none">・ 定期的な届出の仕組みのある資格については、この届出の機会を捉えて登録の勧奨を行うことを考えている。なお、提出先や経由等については、登録機関(事務の委託を受けた者を含む。)以外はマイナンバーを扱うことができない点については、整理が必要となる。・ 定期的な届出の仕組みがない資格については、行政サイドからの呼びかけとともに、資格団体や事業者団体のご協力のもとでの働きかけもお願いしたいと考える。・ 既資格取得者が登録事項の変更の申請を行う際には、登録事項にマイナンバーの登録を加え、申請者全員にマイナンバーの登録を求めることとする。・ 雇用者は従業者を雇用する際にマイナンバーの提供を受けて税の法定調書を税務署に提出しているが、これは税における事務であり、資格登録に関してはその立場にないため、雇用者がこの関係で従業者にマイナンバーの提出を求めることはできない仕組みとなっている。一方、雇用者は、従業者がマイナンバーの登録を行い、資格情報の電子的な提供を受けることで、免許証等のコピーを保存せずにシステム上で従業者の資格情報の管理ができるメリットもあり、マイナンバーの登録への働きかけにご協力いただきたいと考えている。

主なご意見・ご要望と現時点における対応の考え方

8. 国家資格等管理システムについて

No.	ご意見・ご要望	現時点における対応の考え方
8-1	<ul style="list-style-type: none">登録機関がどのように本人認証を行う仕組みとなるのかについて、実務的な流れとしてイメージが持てない。登録機関による本人確認は、免許登録時にマイナンバーを使用して戸籍や住民票の情報にアクセスするのか。	<ul style="list-style-type: none">実務的な流れについては、第2回検討会資料1及び2を参照。
8-2	<ul style="list-style-type: none">外国人の登録の対応はどのようになるのか登録に必要な常用漢字以外の外字、旧姓併記及び外国人の氏名（アルファベット表示、中国人等の複雑な漢字、字数の多い氏名、通称併記等）について、J-LISでどこまで確認できるか、またそれを国家資格等管理システムで対応することが必要となると考える。	<ul style="list-style-type: none">外国人の登録に関しては、住民基本台帳の登録名によることとなる。旧姓使用については、申請者が自治体において登録した旧姓については住基システムやマイナンバーカードの署名用電子証明書にその旧姓が記録されていることから、登録された旧姓の使用に関しては、個別の資格団体における確認事務が不要となるとの理解。
8-3	<ul style="list-style-type: none">マイナンバーの登録を取り消したい場合、取り消す場合の運用の検討。	<ul style="list-style-type: none">マイナンバーの登録は、新規登録者については、全員登録いただくこととしており、本人の希望により登録を取り消すことはない。この点は、法施行時に既に資格を保有している者についても同様である。

主なご意見・ご要望と現時点における対応の考え方

9. なりすましについて

No.	ご意見・ご要望	現時点における対応の考え方
9-1	<ul style="list-style-type: none"> オンラインの場合、申請者が、資格試験に合格していることを間違いなく確認できなければ、厚労省の資格簿になりすました者が登録される恐れがある。マイナンバーカードで申請してくるので、申請者は確かに本人だという前提ではあるが、少なくとも、その申請者と試験合格者が同一人物であるという何らかの紐付けの仕組みは入れる必要があると考える。 	<ul style="list-style-type: none"> 申請者と試験合格者が同一人物であることの紐付けについては、「国家試験の合格証書の写し」等の提出を求めることにより担保することなどを検討。
9-2	<ul style="list-style-type: none"> なりすましの対応として顔認証や指紋認証を使用する。 セキュリティ強化によるハッキング防止、及びなりすまし防止策が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> なりすましの防止については、第2回検討会資料2を参照。

10. 情報漏洩について

No.	ご意見・ご要望	現時点における対応の考え方
10-1	<ul style="list-style-type: none"> オンラインシステムが不具合をきたした場合に、「医療資格」の個人情報漏洩した場合に起こりうる問題、被害・損害把握しておく必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 国家資格等管理システムと資格管理者保有の情報システムとの間でデータのやり取り等が必要となるため、情報漏洩等が無い様に情報セキュリティについて今後検討してまいりたい。

11. 更なるメリットについて

No.	ご意見・ご要望	現時点における対応の考え方
11-1	<ul style="list-style-type: none"> 免許登録情報に国が告示する研修の受講者の情報についても管理してほしい。 保険が取り扱える、管理柔道整復師の届出を行うには、3年の実務経験（経過措置期間中）と2日間の講習会の受講が必要となりますが、この実務経験の確認に活用できるようなスキームが構築できれば、柔道整復師にもメリットがあるのではないかと。 資格保持者を対象とした新たな研修（例えば復職支援研修）の案内や受講勧奨等の周知を行う等双方向の利活用ができればよい。 	<ul style="list-style-type: none"> 研修・講習の受講については、資格登録のスキームの外であり、今回検討するシステムでの対応とは別に、研修や講習情報のデータベース化、本人同意の下でのAPI連携などの検討が必要であり、必要に応じて各制度において検討すべき課題と整理。

主なご意見・ご要望と現時点における対応の考え方

1 1. 更なるメリットについて

No.	ご意見・ご要望	現時点における対応の考え方
11-2	<ul style="list-style-type: none">・ 欠格事由に該当した場合に、資格を消除する旨の自動配信及び自動的な消除手続。・ 欠格事由による登録抹消について、マイナンバーの利活用を検討。	<ul style="list-style-type: none">・ 欠格事由に該当したことの情報はマイナンバー制度による情報連携の対象外であり、欠格事由を確認して登録機関において実施することになる。（現在の取り扱いと同様。）
11-3	<ul style="list-style-type: none">・ 登録者がこの制度にどのようなメリットを求めるかについては、アンケート調査等による実態把握が必要。・ マイナンバーカードの電子証明書を活用した資格者団体専用ホームページへのログインを可能とし、資格者団体が用意する専用サービス（eラーニング研修等）を受けられる仕組みがあれば、マイナンバーカードの活用用途が増える。マイナポータルログイン機能を資格者団体専用ホームページに導入するイメージ。・ 個人情報を除く勤務実態等のデータ活用できるようになれば、有効に活用できる。・ 法令に準じた施設であることの証としてマイナンバー制度を利活用した歯科技工所管理者への管理番号の付与を制度化していただきたい。・ 医道審議会の対象とならない医療職種の犯罪情報についても連携していただきたい。新聞情報のみでの処分には漏れが生じかねず不公平感がぬぐえない。・ 医療職種によって籍として扱われる職種と登録のみのものがあるが一元化を検討してほしい。・ 資格保有者数及び業務従事者数等資格者の正確な情報把握に努めてもらいたい。・ 既に資格を保有している者をどれだけ取り込めるかが肝であると考えため、この点も今回の仕組みの設計に加味していただきたい。・ 全資格者が登録できれば利活用でき、メリットはある。	<ul style="list-style-type: none">・ マイナンバーの登録及びマイナンバーカード、マイナポータルの活用による利便性の向上については、第1回、第2回検討会において説明したが、それ以外に個別の資格ごとにどのようなニーズがあり、それにどう対応するかについては、各制度において検討するものという理解。・ 公的個人認証サービスは民間事業者においても利用が可能であり、個人情報の取り扱いについて配慮した上で、利用者の利便性の向上につながる活用策を検討いただきたい。

主なご意見・ご要望と現時点における対応の考え方

12. その他

No.	ご意見・ご要望	現時点における対応の考え方
12-1	<ul style="list-style-type: none">・ マイナンバー制度の普及、セキュリティ担保が課題。利活用のメリットやセキュリティ対策については事前説明等の周知活動が重要。・ マイナンバー、マイナンバーカード、マイナポータル義務化が必要。・ 職能団体に属さない資格保持者を含め、申請者本人に対して、事前のマイナンバーの把握を周知することが重要。・ マイナンバーカードを所有するメリットやデメリット、併せて、本人のリスクを丁寧に説明することが重要。・ マイナンバー制度については、その利活用の方法が広く周知不足⇨理解不足につながっていると思われるので、地方行政との積極的な連携も重要。・ マイナンバーカードの更新手続について個々の介護支援専門員がどの程度負担と考えるか不明。資格保有者のメリットを高めるためにはカード更新手続きの簡素化を検討することが考えられる。・ マイナポータルに対応できない者への対応をどう考えるか。	<ul style="list-style-type: none">・ マイナンバー制度のセキュリティー対策については、第2回検討会資料2をご参照いただきたい。

主なご意見・ご要望と現時点における対応の考え方

12. その他

No.	ご意見・ご要望	現時点における対応の考え方
12-2	<ul style="list-style-type: none">具体的な指針がいつ示されるかを知りたい。システムの修繕や開発には時間を要するため、令和6年稼働ならば、方向性を早めに示していただかないと準備することが難しい。当センターでは、第6回目試験(令和5年)受験者申し込みシステムについては現在検討中であるが、免許登録システムとの連携も含め、システムの設計計画そのものに大きな影響がでるため、見直す必要がある。令和6年度予定のため、それまでの間の医療ICT化の進展を妨げるような仕組みにならないよう、十分にご検討いただきたい。	<ul style="list-style-type: none">令和3年度に開発に向けた検討を本格化させる予定であり、今回の調査結果も含めて各団体の要望等を踏まえて早めに資格団体と調整してまいりたい。
12-3	<ul style="list-style-type: none">管理栄養士の免許は栄養士免許が前提となっており、免許発行者が異なるため変更事項はそれぞれの免許で届出(国と都道府県)をする必要があるが、マイナンバーを活用することにより、一度の変更届で両者が連携するような仕組みの検討願う。	<ul style="list-style-type: none">各資格に固有の課題については、今回の検討とは別に、各制度において検討していくものと理解。